

金武町一般廃棄物処理基本計画 (概要版)



令和6年3月
金武町

目 次

第1章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間及び目標年度	2
3	計画の基本理念及び基本方針	2
4	計画の対象区域及び対象廃棄物	3
5	ごみ処理の現状	3
6	ごみ処理の実績	4
7	ごみ処理の課題	5
8	ごみ減量化等への目標値	7
9	ごみ処理計画	8

第2章 生活排水処理基本計画

1	計画の基本理念及び基本方針	13
2	生活排水処理の現状と課題	14
3	生活排水処理の目標及び計画	15

1 計画の位置付け

また、廃棄物の中間処理を行う金武地区消防衛生組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との連携を図る計画とします。

```

graph TD
    A[環境基本法  
環境基本計画] --> B[循環型社会形成推進基本法  
循環型社会形成推進基本計画]
    B --> C[＜廃棄物の適正処理＞]
    B --> D[＜リサイクルの推進＞]
    C --> E[廃棄物処理法  
環境大臣が定める基本方針]
    E --> F[廃棄物処理法  
第5条の5]
    F --> G[沖縄県廃棄物処理計画（第5期）]
    G --> H[一般廃棄物処理計画]
    D --> I[資源有効利用促進法]
    D --> J[各種リサイクル法  
（個別物品の特性に応じた規制）]
    D --> K[グリーン購入法  
（国等が率先して再生品などの調達を推進）]
    I --> L[第5次 金武町総合計画]
    L --> H
    H --> M[金武地区消防衛生組合  
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画]
    M -- 連携 --> N[金武町一般廃棄物処理基本計画]
    N --> O[金武町一般廃棄物処理実施計画]
    P[廃棄物処理法  
第6条第1項] --> M
  
```

The flowchart illustrates the hierarchy of environmental laws and plans in Japan. At the top is the **環境基本法** (Environment Basic Law) with the **環境基本計画** (Environment Basic Plan). This leads to the **循環型社会形成推進基本法** (Basic Law for Promoting a Circular Society) and the **循環型社会形成推進基本計画** (Basic Plan for Promoting a Circular Society). This plan branches into two main areas: **＜廃棄物の適正処理＞** (Proper Disposal of Waste) and **＜リサイクルの推進＞** (Promotion of Recycling). Under **＜廃棄物の適正処理＞**, the **廃棄物処理法** (Waste Management Act) is shown, which includes the **環境大臣が定める基本方針** (Basic Policy Determined by the Minister of the Environment). This leads to **廃棄物処理法 第5条の5** (Article 5-5 of the Waste Management Act), which then leads to the **沖縄県廃棄物処理計画（第5期）** (Okinawa Prefecture Waste Management Plan, 5th Term). This plan leads to the **一般廃棄物処理計画** (General Waste Management Plan). Under **＜リサイクルの推進＞**, the **資源有効利用促進法** (Resource Efficiency Promotion Act) is shown, along with **各種リサイクル法（個別物品の特性に応じた規制）** (Various Recycling Laws (Regulations tailored to the characteristics of individual items)) and **グリーン購入法（国等が率先して再生品などの調達を推進）** (Green Purchasing Act (Promotion of procurement of recycled products etc. by the national government etc.)). The **資源有効利用促進法** leads to the **第5次 金武町総合計画** (5th Kanakuri Town Comprehensive Plan). This plan also leads to the **一般廃棄物処理計画** (General Waste Management Plan). The **一般廃棄物処理計画** leads to the **金武地区消防衛生組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画** (Kanakuri District Fire and Hygiene Association General Waste (Garbage) Management Basic Plan). This plan is linked by **連携** (Cooperation) to the **金武町一般廃棄物処理基本計画** (Kanakuri Town General Waste Management Basic Plan), which is highlighted in yellow. This plan leads to the **金武町一般廃棄物処理実施計画** (Kanakuri Town General Waste Management Implementation Plan). Additionally, **廃棄物処理法 第6条第1項** (Article 6-1 of the Waste Management Act) is shown in a dashed box, leading to the **金武地区消防衛生組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画** (Kanakuri District Fire and Hygiene Association General Waste (Garbage) Management Basic Plan).

2 計画の期間及び目標年度

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和10年度を中間目標年度、令和15年度を目標年度とする10年間の計画期間とします。

図表2 計画の期間・目標年度

項目	年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和13年 (2031年)	令和14年 (2032年)	令和15年 (2033年)
本計画の期間				計 画 策 定 年 度										
計画基準年度		●												
中間目標年度									●					
計画目標年度														●

3 計画の基本理念及び基本方針

<ごみ処理の基本理念>

住民、事業者、行政の適切な役割分担と協働による
循環型社会の構築

<ごみ処理の基本方針>

基本方針1：住民、事業者、行政がともに取り組む3Rの推進

これまで、分別区分の見直し・資源ごみの分別収集（平成19年度）、ごみ有料化制度の導入（平成23年10月）など、ごみの減量化・資源化を進めてきましたが、更なるごみの減量化や分別の徹底に努め、可能な限り資源化を図るため、3Rの取り組みを推進します。

基本方針2：ごみの排出抑制とリサイクルの推進

人口増加や観光開発事業に伴って、将来的にごみ排出量の増加が見込まれることから、家庭や事業者によるごみの減量と資源ごみの分別徹底を推進すること、多量排出事業者によるごみ減量計画策定の義務付けや資源物の搬入規制の強化など、積極的な指導に取り組めます。

基本方針3：安定的なごみ処理・処分体制の確保

今後も、ごみ処理施設を適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理・処分過程における環境負荷の低減とコスト削減を目指します。また、大規模な災害が発生した場合にも十分に対応できるよう近隣自治体等との連携を深め、災害に強く安全で安定したごみ処理・処分体制の構築を図ります。

4 計画の対象区域及び対象廃棄物

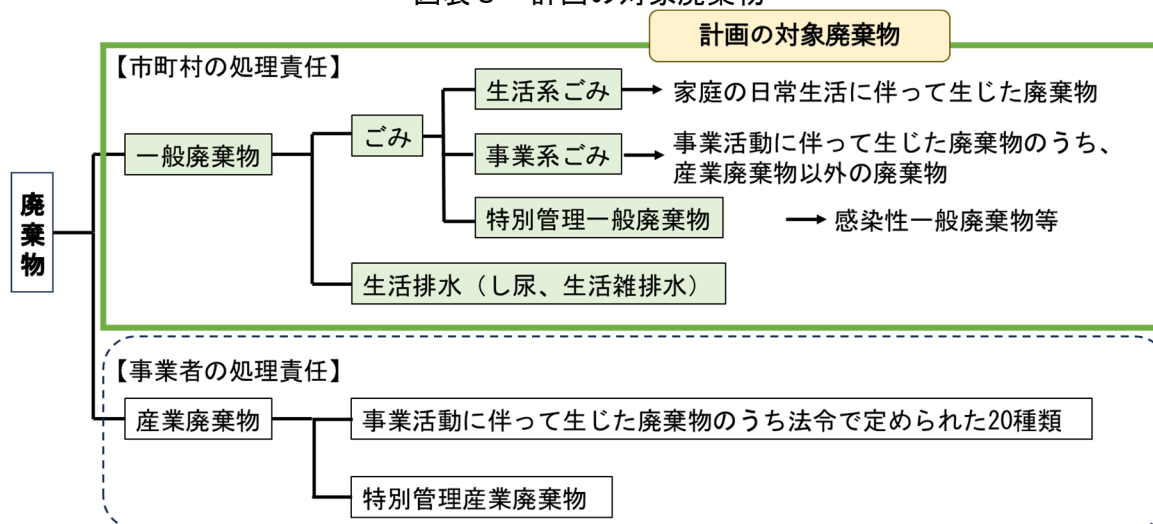
1. 計画の対象区域

計画対象区域は、金武町の行政区域内全域を対象とします。

2. 計画の対象廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されており、市町村の処理責任となっている一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を本計画の対象廃棄物とします。

図表3 計画の対象廃棄物

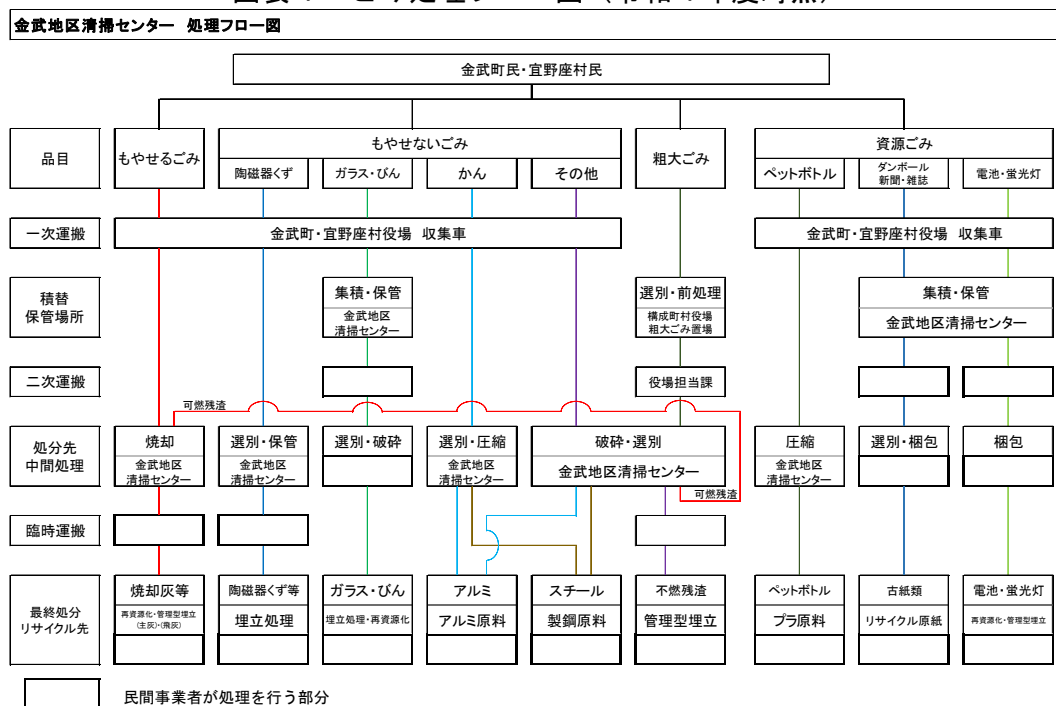


5 ごみ処理の現状

本町及び宜野座村のごみ処理の体制は令和3年度時点で次のとおりとなります。

収集・運搬については、本町及び本町より委託された業者が行い、中間処理は金武地区清掃センター及び民間事業者が行います。最終処分については、民間事業者へ委託し行っております。

図表4 ごみ処理フロー図（令和4年度時点）

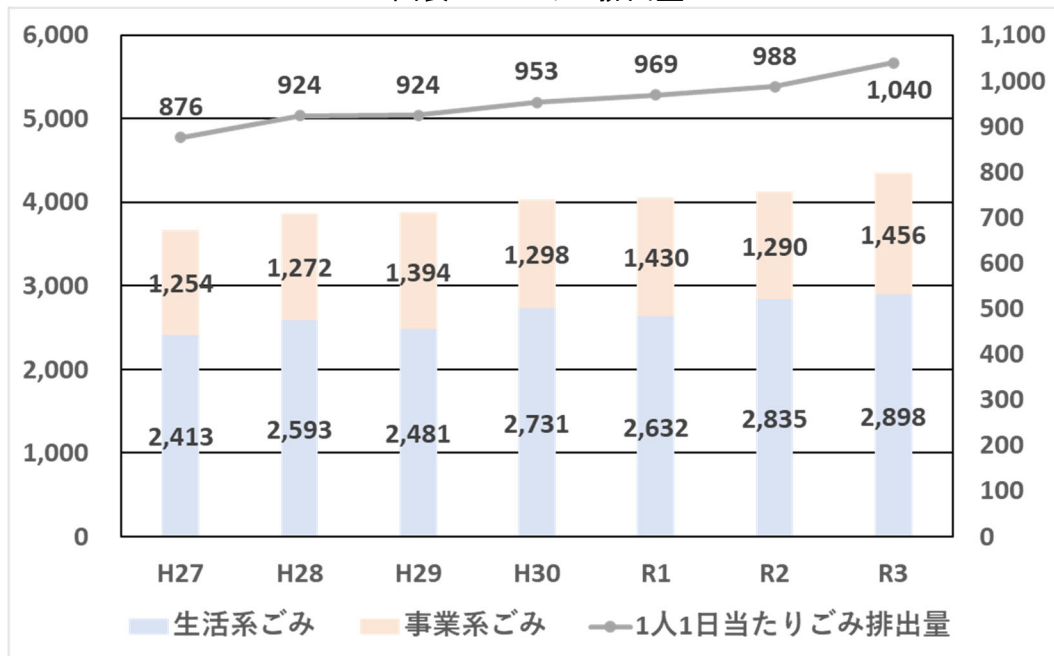


6 ごみ処理の実績

1) ごみの排出量

ごみの排出量は平成27年から増加傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量は令和3年時点で1,040g/人・日となっています。

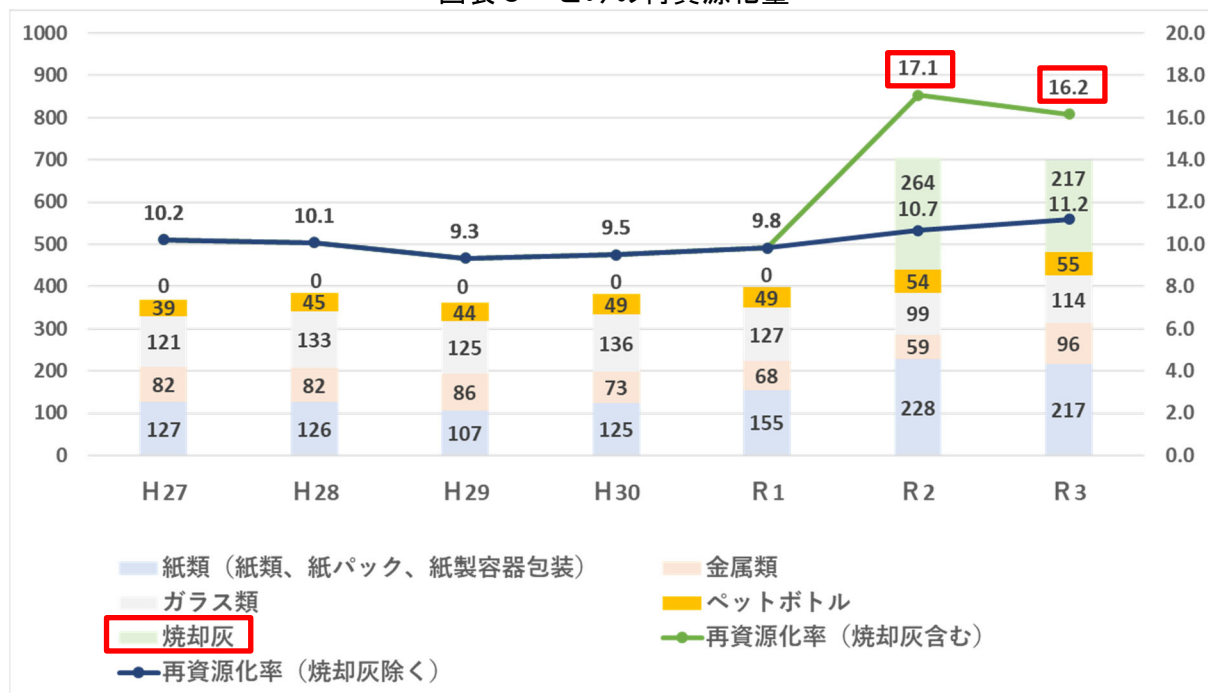
図表5 ごみの排出量



2) ごみの資源化量

ごみの資源化量については、令和2年度の新中間処理施設（焼却施設）の稼働に伴い、焼却灰の再資源化が行われており、令和3年度では16.2%となりました。また、焼却灰を除く再資源化率も増加傾向にあります。

図表6 ごみの再資源化量



7 ごみ処理の課題

1) 排出抑制に係る課題

- ・金武町において、1人1日あたりのごみ排出量が増加傾向にあり、県平均、全国平均より多い結果となっていること及び人口増加によるごみ排出量の増加が課題となります。
- ・リサイクル率については、焼却灰の再資源化により、県平均と同等の結果となっているが、令和9年度の新最終処分場の稼働に伴い焼却灰を埋め立てる計画があるため、再資源化率に影響することとなるため、リサイクルの促進につながる施策を行う必要があります。
- ・最終処分率については、焼却灰の再資源化により、県平均と同等の結果となっているが、令和9年度の新最終処分場の稼働に伴い焼却灰を埋め立てる計画があるため、最終処分率に影響することとなります。そのため、焼却処理量の削減を行うことで最終処分量を減少させる必要があります。

図表7 県及び全国平均との比較

区分	単位	金武町	県平均	全国平均
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	1,040	881	890
再生利用量：リサイクル率	%	16.2	15.8	19.9
(焼却灰を含まない場合)	%	11.2	14.6※	18.0※
最終処分量：最終処分率	%	5.9	5.8	8.4
(焼却灰を埋め立てる場合)	%	10.9	6.8	9.5

※：県平均、全国平均のリサイクル率は（固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元）を除く結果

2) 収集・運搬体制に係る課題

① 分別収集品目追加に関する検討

ごみの収集品目については、平成19年度以降、「もやせるごみ」「もやせないごみ」「粗大ごみ」の3種分別から「資源ごみ（有害・危険ごみを含む）」を加えた4種分別収集へ移行しています。

このため、排出者である住民や事業者に対しては、引き続き分別区分の周知及び分別排出の徹底や、収集運搬業者への指導の徹底等を実施する必要があります。

② 高齢者等ごみ出し弱者への支援

今後、少子高齢化や核家族化・単独世帯化の進行に伴って、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加することが予想されることから、ごみの分別区分への対応、粗大ごみの玄関先までの持ち出しや粗大ごみ置き場への自己搬入等が難しい住民（高齢者や障がい者等）への支援のあり方など、地域の関係者等とも連携を図りつつ、適切に対応できる収集・運搬体制の構築について検討する必要があります。

3) 中間処理体制に関する課題

令和2年9月から稼働した金武地区清掃センターの整備に当たっては、金武町、宜野座村からのごみ（受入可能なごみの種類、搬入量・頻度）について再検討するとともに、新たに処理対象となる米軍基地からのごみ（搬入量・頻度、混合廃棄物の性状・受入方法等）についても併せて検討して

おく必要があります。

4) 最終処分体制に関する課題

ごみの最終処分については、現在、民間処分業者や近隣自治体等に委託して、中間処理後の焼却残さや不燃物残さ等の埋立処分を行っています。しかし、これら民間及び近隣自治体の所有する最終処分場は、近年その容量が逼迫してきており、今後も安定的に最終処分を委託することが困難な状況にあることから、新最終処分場の整備（適正処理体制の確保）に向けて、早急に検討を行う必要があります。

5) 不法投棄等に係る課題

金武町においては、人目に付きにくい山手側、防風林の間などに不法投棄が散見されます。不法投棄物を確認した場合、警察への通報を行うが所有者が確認出来ないことが多く、処理主体がはっきりしないことも課題となっています。

不法投棄を未然に防止するためには、現在実施している巡回パトロールの強化、カメラの確認、立て看板の設置等の対策を今後も継続していく必要があります。

6) 大規模災害時の廃棄物処理に係る課題

台風や地震等の大規模災害時には、過去の事例からすると、日常発生する廃棄物とは別に多量の災害廃棄物が発生しています。特に海岸部において地震による津波被害等が想定されており、津波堆積物を含む多くの災害廃棄物の発生が予想されています。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るためには、地域防災計画、環境省「災害廃棄物対策指針」や「沖縄県災害廃棄物処理計画」等に基づいて、できるだけ早い時期に災害廃棄物処理計画を策定し、収集・運搬体制や処理体制の確立、各種関係機関との連絡体制等の確立、災害廃棄物を一時的に保管するための仮置場の確保等について検討を行う必要があります。

8 ごみ減量化等への目標

本計画では、ごみの減量化を一層進めることに重点を置き、関連計画の目標値の年平均削減値を参考に以下のように以下のとおり目標値を設定することとしました。

再生利用率、最終処分率については目標値を達成したため、新たな目標値として沖縄県廃棄物処理計画（第5期）における一般廃棄物の目標値を中間目標値、目標値としました。

図表 8 本計画の数値目標（米軍ごみを除く）

項目	基準値 (令和3年度実績)	目標値（中間） (令和10年度)	目標値 (令和15年度)
1人1日当たり排出量	1,040 g / 人・日	810 g / 人・日	800 g / 人・日
1人1日当たり家庭ごみ排出量	692 g / 人・日	440 g / 人・日	400 g / 人・日
再生利用率	16.2%	22.0%	28.0%
最終処分率	5.9%	4.9%	4.9%

図表 9 本計画の目標達成時のごみの排出量等

区分		単位	実績値		予測値（目標達成時）	
			2016 (H28)	2021 (R3)	2028 (R10)	2033 (R15)
家庭系ごみ	もやせるごみ	t/年	2,211	2,317	1,518	1,403
	もやせないごみ	t/年	36	87	57	53
	資源ごみ	t/年	282	293	192	177
	粗大ごみ	t/年	64	201	132	122
	計	t/年	2,413	2,898	1,898	1,754
事業系ごみ		t/年	1,272	1,456	1,596	1,754
合計（米軍ごみ除く）		t/年	3,685	4,354	3,495	3,509

9 ごみ処理計画

1) 発生抑制・資源化計画

(1) 住民の役割・取組

①ものを買うとき

- 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋の使用を控える。
- 過剰包装を断り、簡易包装を選択する。
- ごみの減量化につながる商品（詰替商品、量り売り等）を購入する。
- 不要不急のものは購入しない。

②ものを使うとき、食べるとき

- ものを長く大切に使う。また、壊れたり、傷んだりした場合は修理・修繕して使う。
- 賞味期限は「おいしいめやす」期限表示の意味の普及活動
- 小売店舗ですぐに食べるなら手前をえらぶ「てまえどり」を呼びかける

③ものを使った後、食べた後（ごみを出すとき）

- 調理くずなどを排水口に流さないよう、三角コーナーや排水口に水切りネットを設ける。
- 生ごみの水切りを徹底するため、生ごみの一絞りに努める。

(2) 事業者の役割、取組

- 原材料の選択や生産工程を工夫し、ごみの発生を極力抑制する。
- 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化を図れるよう配慮する。
- 繰り返し使える商品、耐久性に優れた商品、詰め替え可能な商品を生産・販売する。
- 容器包装の簡素化（包装材・梱包材の削減等）を徹底する。
- 使い捨てのプラスチック製品（ストロー、食器・容器類）の使用を抑制する。
- フードバンク等を積極的に活用する（食品関連事業者等）。
- 環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発を行う。

(3) 行政の役割、取組

- 事業系ごみは、大型の観光開発等によって将来的にも増加することが見込れるため、事業者の自己処理責任を明確にするとともに、更なるごみ減量化を促進するため、指定袋の導入や処理手数料の改定など、有料化制度について検討を行う。
- 一定量を超過してごみを排出する多量排出事業者に対しては、ごみ減量計画書の策定・報告の義務付けや訪問指導等ができる制度の導入について、各町村との協議を行う。
- ホテルや飲食店等と連携・協力して、「3010運動（食べ残しをなくすため、宴会開始後30分と終了前10分は着席して食事に集中する取り組み）」など、食品ロス削減の普及啓発に努める。



出典：環境省ホームページ「3010運動普及啓発用POP」

2) 再使用・再生利用（リユース、リサイクル）の推進

(1) 住民の役割・取り組み

① ものを買うとき

- 中古品や再生品（リサイクル製品）を購入する。
- 詰替え可能な商品を購入する。
- フリーマーケットやバザー、リサイクルショップ等を活用する。
- エコマーク商品等の環境配慮型製品を優先的に選択する。

② ものをを使うとき

- リターナブル容器を使用する。
- 短期間使用するものは、リースやレンタルを活用する。
- 使用済みのものでも別用途に使えるものは、捨てずに別の用途で使う。

③ ものを使った後（ごみを出すとき）

- 各町村が設定するごみ分別区分に従い、分別排出を徹底する。
- ペットボトル、古紙類などは、資源ごみの日に出す。
- 白色トレイは、スーパーマーケット等の店頭回収に協力する。
- 家電4品目は小売店等へ、廃自動車は引取業者へ引き渡すとともに、リサイクル料金を負担する。また、自宅の建て替えなど一定規模の解体工事を行うときは、分別解体やリサイクルに必要な経費を負担する。

④ その他

- 沖縄県及び金武町が実施するごみに関する施策に協力する。
- 行楽・観光地等では、自分で出したごみは持ち帰る。
- リサイクル活動、環境美化活動、緑化活動など、地域や企業、環境NPO等が行う自主的な環境保全活動に参加・協力する。

(2) 事業者の役割・取り組み

- 使用済製品や部品、容器包装資源などは繰り返し使用する。
- リサイクルが容易な商品の開発・製造を行う。
- リサイクルが可能な素材等を使用する。
- リサイクル製品（再生品）を製造・販売する。
- 各町村の分別・リサイクルに協力（古紙類は資源ごみに出す等）する。

(3) 行政の役割・取り組み

① 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法に基づき、分別収集品目や分別収集計画量を定めた「分別収集計画」を策定し、容器包装ごみの分別収集に努める。また、分別収集率が低い品目については、住民に対して適切な分別を行うよう重点的に啓発・指導を行う。
- 資源ごみの回収量を高めるため、新たな分別品目の追加を検討する。なお、品目の追加に当たっては、当該品目のリサイクルの状況や、収集・運搬及び処理コスト（財政負担）等を考慮し慎重に進める。

②事業系紙ごみ等資源物の清掃センターへの搬入規制

- 資源ごみの分別の徹底と資源ごみ回収を促進するため、古紙類など事業系由来の資源物に対して、ごみ焼却処理施設への搬入規制について検討を行う。

③粗大ごみのリユース化の推進

- 新ごみ処理施設の設置に当たっては、住民への普及啓発と粗大ごみのリユース化を同時に推進する。

④グリーン購入等

- 行政は、一般廃棄物の処理責任者として、本計画で定めた各種の施策を実施し、ごみの減量化・リサイクル、及び適正処理を推進するとともに、自らが一事業者として、ごみの排出抑制に努め、グリーン購入等に率先して取り組む。

⑤集団資源回収の促進

- P T A、自治会等の地域団体が行う集団資源回収は、住民の環境意識の向上が図られるとともに、各町村のごみ処理経費の削減にもつながることから、その促進に努める。

⑥普及啓発

- 住民及び事業者に対して、ごみの減量化やリサイクル、正しいごみの出し方等に関する普及啓発を徹底するとともに、その活動が効果的なものとなるよう、関係機関とも連携を行う。
具体的には、ごみ減量等の広報紙への掲載、啓発ポスター、パンフレットの作成、専門家による講演会・研修会等の開催を検討・実施する。
- ごみの分別方法、ごみ減量等に関する出前講座の開催について検討する。
- ごみの減量・リサイクル、環境保全に積極的に取り組んでいる事業者に対し、優良事業者として認定・表彰等を行い、事業者の取り組みを評価する制度の創設を検討する。

3) 分別・収集・運搬計画

町における分別・収集・運搬に係る計画は以下に示すとおりです。

生活系ごみは、今後も戸別収集方式を行っていくものとします。また、「もやせるごみ」の分別については、鉛を含むごみを混入させないための周知や方法を検討します。

事業系ごみについては、事業所と許可業者との契約により、生活系ごみに準じた分別区分とし、可能な限り統一を図ります。

図表 1 0 分別・収集・運搬計画

項目		計画内容
収集・運搬の主体	生活系ごみ	町及び委託業者
	事業系ごみ	町の許可した業者
収集対象区域		金武町全域
分別区分		当面は現在の分別区分
収集方式	もやせるごみ	指定ごみ袋
	もやせないごみ	ビン・ガラス類とカン類に分けて かご等に入れて出す
	資源ごみ（ペットボトル類）	透明なビニール袋
	資源ごみ（古紙類）	紙紐で十字に縛る
	資源ごみ（電池・照明類）	かご等に入れて出す
	粗大ごみ	申込制（有料）
	事業系ごみ	事業者と許可業者との契約

4) 中間処理計画

(1) 新ごみ処理施設の整備

① もやせるごみを対象にした『ごみ焼却処理施設』の整備

金武地区消防衛生組合では、令和2年度にもやせるごみを対象としたごみ焼却処理施設の整備を行い、供用を開始しました。

② 不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみを対象にした『リサイクル施設』の整備

金武地区消防衛生組合では、令和2年度に不燃ごみ（もやせないごみ）・資源ごみ・粗大ごみを対象としたリサイクル施設の整備を推進し、供用を開始しました。

(2) 旧ごみ焼却施設跡地の利活用

ごみ焼却施設、リサイクル施設が令和2年度より供用開始されたことに伴い、旧施設跡地の利活用について検討します。

5) 最終処分計画

(1) 新最終処分場の整備

できるだけ早い時期の供用開始を目指し、新規の最終処分場の整備を推進します。

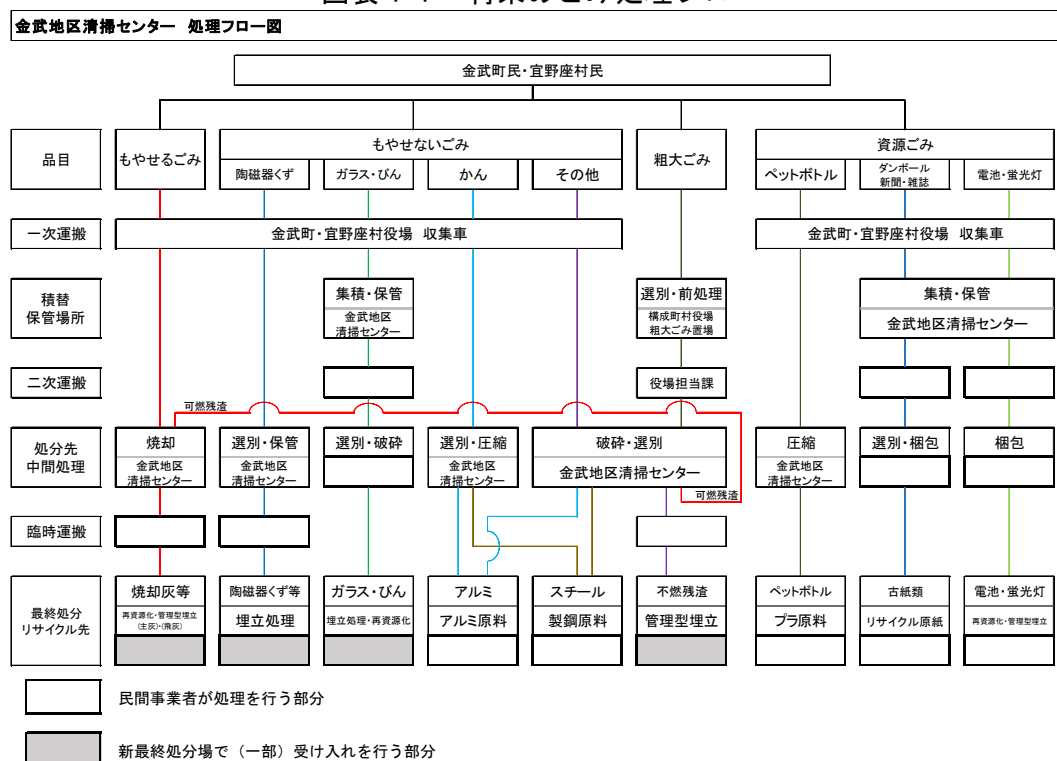
施設整備に当たっては、中間処理において可能な限り減量・リサイクルを行うことで、最終処分量の削減に努め、周辺環境に配慮した施設とします。

- 埋立年数 : 20年間
- 埋立対象物 : 焼却残渣、不燃残渣

6) 計画ごみ処理フロー

本計画の目標が達成された場合、将来のごみ処理フローについては、以下に示すとおりとなります。なお、新最終処分場は、令和9年度内の供用開始を目標としています。

図表 1 1 将来のごみ処理フロー



7) その他の計画

(1) 不適正処理・不法投棄の防止対策

ごみの不適正処理及び不法投棄を防止するために、啓発・指導の立看板の設置やパトロールの強化等の対策に協力していきます。また、住民、事業者、警察、県などと緊密に連携を図り、不法投棄の未然防止の取り組みに協力していきます。

(2) 環境教育・学習、普及啓発活動の推進

3Rや環境問題に対する理解と関心を深めるため、現在、学校で実施されている環境教育・学習に積極的に協力するとともに、ごみ処理施設見学など、各町村が実施する住民向けの環境学習等に対しても必要な支援・協力を行います。

(3) 災害廃棄物対策

大規模災害時には、日常発生する廃棄物とは別に一時的に多量の災害廃棄物が発生するなど、本町だけでは対応が困難となることが想定されることから、できるだけ早い時期に以下の事項について、宜野座村及び金武地区消防衛生組合と協議を行い、実効性の高い災害廃棄物対策を進めます。

- ◆地域内で発生した災害廃棄物への対応について、組合と構成町村の連絡・連携体制と役割分担の明確化。
- ◆災害廃棄物の一次仮置場（候補地）の設定。
- ◆災害発生時に収集・運搬、処理・処分等の対応が困難となった場合に備えて、沖縄県、県内市町村・一部事務組合及び関係団体等との連携体制、相互支援体制の強化。
- ◆災害廃棄物処理計画の策定。

第2章 生活排水処理基本計画

1. 計画の基本理念及び基本方針

＜生活排水処理計画の基本理念＞
自然と調和した、住みよいまちづくり
—生活環境・基盤の整備—

＜生活排水処理計画の基本方針＞

基本方針 1

生活環境の基盤整備と環境衛生の向上を図るため、下水道への接続推進に努め、その維持管理の充実を図る

基本方針 2

農業集落排水処理施設の運用にあたっては、処理後の汚泥から製造される堆肥の活用について、農家や関係機関などとの連携を図る

基本方針 3

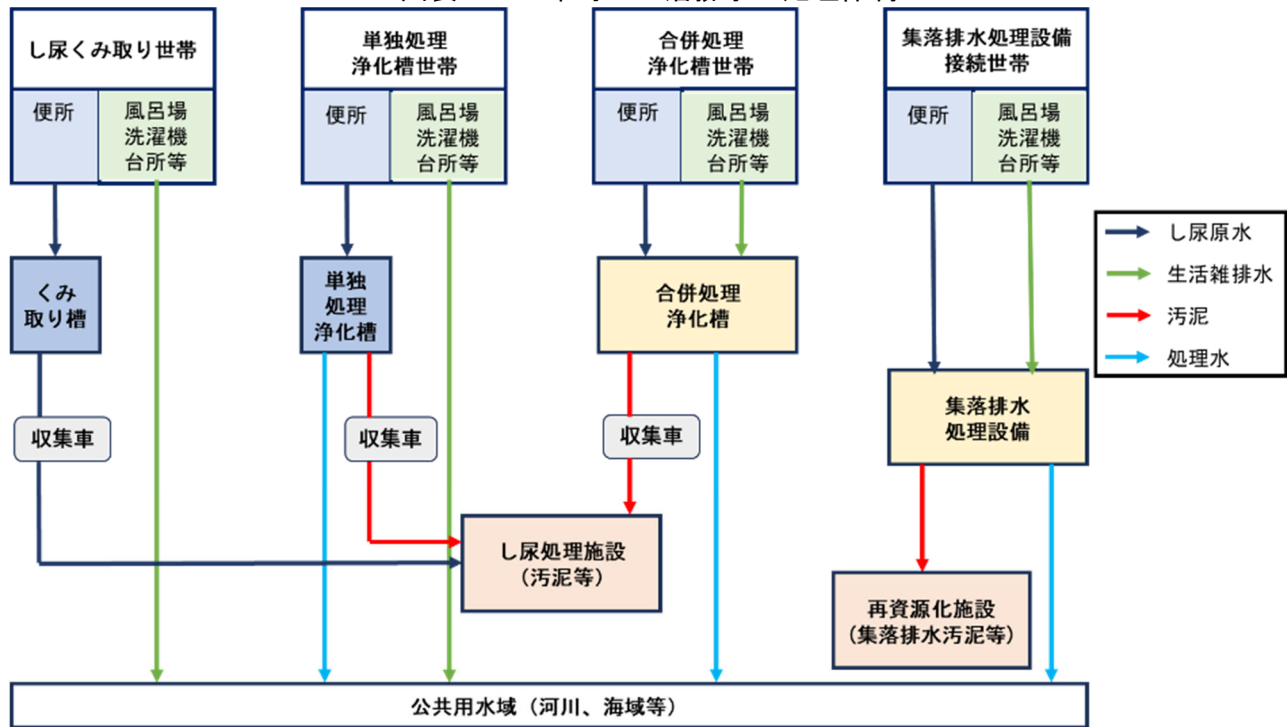
下水道事業の安定経営のため、事務の効率化や経費節減に努め、施設運営の適正化について検討し、持続可能な下水道事業の健全運営を図る

2. 生活排水処理の現状と課題

1) 生活排水処理の体制

各家庭の台所等から排出される生活雑排水のうち集落排水処理設備への接続世帯や合併処理浄化槽設置世帯は、汚水を適正に処理した後に河川や海域等の公共用水域へ放流されますが、し尿くみ取り世帯やみなし浄化槽（単独処理浄化槽）設置世帯は、未処理のまま放流され、河川等の水質汚濁の原因となっています。

図表 1 2 本町の生活排水の処理体制



2) 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理形態別人口

本町の生活排水処理形態別人口の推移を以下に示します。

集落排水処理設備接続率は平成29年度から増加し、令和3年度には42.4%となっています。

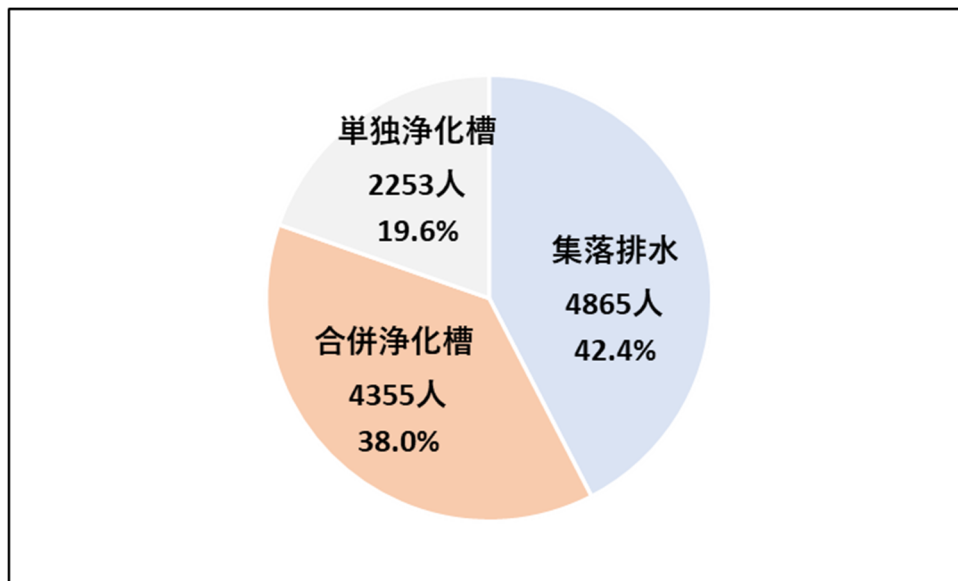
また、生活排水処理率（計画処理区域内人口のうち、集落排水接続もしくは合併処理浄化槽で生活排水を処理している人口の割合）は令和3年度において、80.4%となっています。

図表 1 3 生活排水処理形態別人口の推移

	単位	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度
計画処理区域内人口	人	11,484	11,584	11,467	11,452	11,473
水洗化・生活排水処理人口	人	—	—	—	—	9,220
集落排水処理設備接続人口	人	1,343	2,043	2,890	※3,390	4,865
合併処理浄化槽設置人口	人	10,141 浄化槽人口	9,541 浄化槽人口	8,577 浄化槽人口	※8,062 浄化槽人口	4,355
水洗化・生活排水未処理人口	人					2,253
単独処理浄化槽設置人口	人					2,253
非水洗化人口	人	0	0	0	0	0
くみ取り人口	人	0	0	0	0	0
水洗化率	%	100	100	100	100	100
生活排水処理率	%	—	—	—	—	80.4
集落排水処理整備接続率	%	11.7	17.6	25.2	29.6	42.4

引用：1. 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）（令和3年度実績）

2. 金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）（マーカ一部分のみ）



図表 1 4 生活排水処理形態別人口（令和3年度）

3）生活排水処理の課題

（1）汚濁負荷量の低減

集落排水区域においては、集落排水設備への接続を推進し、集落排水区域外の区域では合併処理浄化槽への転換を推進します。

- ・ 集落排水区域における集落排水設備接続率の向上
- ・ 集落排水区域外における合併処理浄化槽への転換の推進

（2）集落排水設備への接続の推進、合併処理浄化槽への転換の推進

令和3年度における本町の浄化槽人口人のうち、合併浄化槽人口が65.9%、単独浄化槽人口は34.1%となっています。単独浄化槽設置世帯は、できるだけ早急に集落排水施設へ接続、又は合併処理浄化槽に転換していく必要があります。

3．生活排水処理の目標及び計画

1）生活排水処理の目標

生活排水処理に関する数値目標を以下に示します。生活排水処理にあたり、金武町総合計画の目標との整合をとり、集落排水への接続を呼びかけ、集宅排水の接続率を中間目標年度で62.5%とし、最終目標年度まで維持することを目標とします。

図表 1 5 生活排水処理の数値目標

項目	現況値 令和3（2021）年度	中間目標 令和10（2028）年度	目標 令和15（2033）年度
集落排水処理 施設接続率	42.4%	62.5%	62.5%

2) 生活排水処理の目標達成に向けた施策・計画

(1) 生活排水処理対策

①下水道設備の整備

令和2年度までに農業集落排水事業の整備が図られた地域については、新規住宅の下水道接続工事に係る施設設備を適宜実施し、経年劣化が想定される施設の長寿命化を図るとともに適切な維持管理の充実に努めます。

②下水道事業の健全運営

- ・ 計画的な経営基盤や資産等の正確な把握のため、固定資産台帳や条例、規則等の整備を行い、下水道事業の公営企業会計移行への取り組みを推進し、持続可能な下水道事業の健全運営に資するようにします。
- ・ 汚泥から製造される堆肥の活用促進については、農家等の堆肥需要が促進されるよう、関係機関との連携を図ります。

③し尿処理の適正化促進

町内から排出されるし尿汚泥を適正に処理するため、うるま市にある石川終末処理場で処理を行っています。当該施設が令和6年度をもって閉鎖となることから今後の受け入れ先を確保するために取り組みます。

(2) 収集・運搬計画

①収集・運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、町が主体となり、各家庭等からの収集・運搬業務は、許可業者が実施します。

②収集対象区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は町全域（集落排水処理設備に接続している世帯等を除く）とします。

③収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、各家庭等で許可業者に直接申し込みを行います。

(3) 処理計画

①農業集落排水施設について

金武町下水道経営戦略に基づき、今後の下水道事業の公営企業会計移行への取り組みを推進します。

②資源循環施設について

資源循環施設については、同施設で汚泥等から製造される堆肥を農家や関係機関などで活用を図ります。

③し尿汚泥の処理について

町内の一部の住宅や事業所から排出されたし尿汚泥については、うるま市にある石川終末処理場で処理を行っています。当該施設が令和6年度をもって閉鎖となることから今後の受け入れ先を確保するために取り組みます。

金武町一般廃棄物処理基本計画（概要版）

令和6年3月

策定者 金武町 住民生活課
〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町金武1番地
TEL 098-968-2460

策定委託 株式会社 沖縄環境経済研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎12番地57